



新型コロナウイルス感染症にり患された方や関係者の方への、不当な差別や誹謗中傷はいけません！

那須塩原市は、新型コロナウイルス感染症にり患された方や、その家族など関係する方々への不当な差別、偏見や誹謗中傷などの人権の侵害を防止するため、「那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例」を制定いたしました。

那須塩原市の市民、事業者、市、それぞれが人権を擁護するための責務を全うし、正しい知識をもとに、みんなが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しましょう。

みるひいが、宇都宮地方法務局長から「じんけん大使」に任命されました！



人権や悩み事などの相談は ↓

みんなの人権 110 番
☎0570-003-110



事業者の責務

感染症に関する正しい知識を持ち、自らの行う事業において、感染症の患者等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮しましょう。

従業員に対し、感染症に関する正しい知識の普及に努めましょう。

事業者の責務

市民の責務

感染症患者等の人権

市の責務

市民の責務

感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の患者等の人権を侵害することがないように十分に配慮しましょう。

感染症の患者等を地域社会で孤立させないように努めましょう。

市の責務

感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、調査及び提供に努めます。

感染症の患者等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるとともに、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力します。



那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策室

TEL : 0287-62-7197